（８）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

資料４―１

**１．都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月12日発出）**

（１）基本的考え方

①**里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等**

計画期間における里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込みを推計すること。

②　**里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組**

　都道府県が行うべき里親・ファミリーホームに関する業務の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。

（２）計画策定にあたっての主な留意事項

**①　里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等**

〇家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方について

市区町村の家庭支援事業等を通じた予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行う。その上で、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえ、代替養育先を検討する。

〇里親等委託が必要なこども数の見込みについて

策定要領（５）で算出した年度ごとの年齢区分別の「代替養育を必要とするこども数」について、それぞれ、次の算式１により算出された数値及び算式２により算出された数値を明らかにした上で、里親等委託が必要なこども数（３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降）を見込むこと。

（算式１）

*（代替養育を必要とするこども数 －（行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設（例：児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設）の入所こども数））× 里親等委託が必要なこどもの割合※ ＝ 里親等委託が必要なこども数*

※「里親等委託が必要なこどもの割合」を算出する際に活用するデータ

ａ．代替養育を必要とするこども数のうち現に里親等委託されているこども数の割合

ｂ．現に一時保護しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合

ｃ．現に施設入所しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数

（下記により算出したこども数の合計）の割合

＜乳幼児＞

・乳児院に半年以上措置されている乳幼児数

・児童養護施設に入所するこどもで乳児院から措置変更された乳幼児数

・児童養護施設に１年以上措置されている乳幼児数

＜学童期以降＞

・児童養護施設に３年以上措置されている学童期以降のこども数

（算式２）

*（代替養育を必要とするこども数 －（行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設（例：児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設）の入所こども数））× 里親等委託が必要なこどもの割合※ ＝ 里親等委託が必要なこども数*

※「里親等委託が必要なこどもの割合」を算出する際に活用するデータ

ａ．代替養育を必要とするこども数のうち現に里親等委託されているこども数の割合

ｂ．現に一時保護しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合

ｃ．現に施設入所しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数

（下記により算出したこども数）の割合

・ 現に施設入所している全ケースのうち、里親等委託が必要なこども数（又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であったこども数）

・ 上記の算出に当たっては、児童福祉法第３条の２における「児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」、すなわち「できる限り良好な家庭的環境」を必要とするこどもとは、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親・ファミリーホームでの養育が困難なこどもや、年長で「家族」に対する拒否感が強いこどもであると考えられることに留意すること。

ｄ．現に代替養育の対象となっていない在宅のこどもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合

（注） **里親等委託が必要なこども数については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、現状における委託可能な里親・ファミリーホーム数にとらわれず、こどもの状態や希望等に基づき判断すること。**

〇新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数の算出、里親等委託率の目標設定等

里親等委託が必要なこども数から、現状の里親等委託こども数を差し引いた上で、新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数を把握し、令和11 年度時点における年齢区分別（３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降）の里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親・ファミリーホーム数が確保されるべき時期の見込みを策定すること。

国は令和11年度までに乳幼児の委託率を75％、学童期以降の委託率を50％以上を推進。

〇やむを得ず委託解除に至った要因分析について

里親・ファミリーホームにおけるやむを得ず委託解除された数・割合について把握し、要因分析を踏まえて対応方針を検討すること。

②　**里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組**

〇包括的な里親等支援体制の整備について

里親支援センターにおいて、一貫した里親等支援体制を構築する必要がある。

〇里親支援センターの設置等に当たっての留意事項

児童相談所の職員体制や管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、里親支援センターの設置を検討すること。

 里親支援センターを民間機関が実施する場合であっても、最終的な責任は都道府県（児童相談所）にあることから、里親等支援業務における民間機関と児童相談所との連携、児童相談所の体制及び役割分担を検討すること。

（３）必要的記載事項抜粋

①**里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等**

※資源の必要量等

・３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率

・養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数

・ファミリーホーム数

・里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

②**里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組**

※資源の必要量等

・里親支援センターの設置数

・民間フォスタリング機関の設置数

・児童相談所における里親支援体制の整備

・法定研修以外の研修の実施回数、受講者数

**2．現行計画の見込み等**

（現行計画と現在の状況）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **令和6年度時点目標** | **令和５年度末実績** |
| **登録里親家庭数（ファミリーホーム含む）** | **683家庭** | **309家庭** |
|  | **うち養育里親(はぐくみホーム)数** | **488家庭** | **23２家庭** |
| **里親等に委託する子ども数** | **377人** | **184人** |
| **里親委託率** | **―** | **―** |
|  | **乳幼児（0～2歳）** | **47％** | **18.6％** |
| **乳幼児（3～5歳）** | **28％** | **18.1％** |
| **学童期以降（6～17歳）** | **24％** | **12.2％** |
| **全体** | **26％** | **13.7％** |

**３．里親委託の推進に向けた府の現状と取組み**

（府の主な取組み）

○A型フォスタリング機関／B型フォスタリング機関

⇒　A型：里親養育包括支援（フォスタリング）業務を委託

R3年度までに府内全子ども家庭センター（6か所）管内に設置

⇒　B型：里親支援専門相談員を配置する児童養護施設、乳児院を指定

令和5年度末時点で管内児童養護施設等22か所を指定

B型に対しては、広報啓発費用の補助のほか、リクルート数に応じたインセンティブ補助を実施

○養子縁組里親支援機関事業の実施

　　府内全域を対象区域とし、養子縁組里親のリクルートから委託後支援までを、専門性を有する民間団体（里親支援機関）に業務委託し、養子縁組里親制度を推進。

　　⇒　全管内：公益社団法人　家庭養護促進協会（H28年度～）

○里親に対する研修等の実施

⇒　課題別研修の開催（R4年度：14回）

⇒　フォスタリングチェンジ・プログラムの実施（R4年度：14名参加）

　○全子ども家庭センターに家庭移行推進チームを設置

※課題

・児童の保護者に対して里親制度を理解してもらうことの困難さ、同意の取りづらさ。

・委託可能な里親家庭数の不足。

・児童の心身の状態（重度の虐待を受けており、治療的なかかわりが必要、発達障がい、発育不良等）により、専門的ケアが必要な児童については、里親委託が困難。

（整備方針）

①**里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現状 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | 備考 |
| 里親委託率 | ３歳未満 | 16.9% | 第3回WGで議論予定 |  |  |  |  |  |
| ３歳以上学童期未満 | 13.9％ |  |  |  |  |  |  |
| 学童期以降 | 14.5％ |  |  |  |  |  |  |
| 全体 | 14.6％ |  |  |  |  |  |  |
| 里親登録率 | 33.0％ |  |  |  |  |  |  |
| 里親稼働率 | 44.3％ |  |  |  |  |  |  |
| 里親登録（認定）数 | 養育里親はぐくみホーム | 230家庭 |  |  |  |  |  |  |
| 専門里親 | 3家庭 |  |  |  |  |  |  |
| 養子縁組里親 | 63家庭 |  |  |  |  |  |  |
|  | 全体 | 310家庭 |  |  |  |  |  |  |
| ファミリーホーム数 | 13 |  |  |  |  |  |  |
| 里親審査部会の開催件数 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |

②**里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現状 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | 備考 |
| 里親支援センター設置数 | ０ | ３ | ６ | ６ | ６ | ６ | R6年度より新設。現状のA型フォスタリング機関の状況を踏まえ移行方向。 |
| 民間フォスタリング機関の設置数 | A型 | ６機関 | ３ | ０ | ０ | ０ | ０ |
| B型 | ２２施設 | - | - | - | - | - | 国動向を踏まえて検討 |
| 児童相談所里親担当児童福祉司 | １３人 |  |  |  |  | １３人 | 全子ども家庭センターに複数配置 |
| 法定研修以外の研修回数 | ２１回 | 24回 | 24回 | 24回 | 24回 | 24回 | 各支援機関が年４回は研修を実施する試算。 |
| 受講者数 | ２３２人 |  |  |  | 第3回WGで議論予定 |  | 全ての里親が１回は研修に参加する試算 |

（取組方針（案））

☞委託可能里親確保の促進

・広報の効率化

　各支援機関にて広報活動を実施しているが、オール大阪でイベントを展開するなど、里親の知名度を上げるための取り組み。

　（Ａ型フォスタリング機関で広報の共有や一緒に広報活動をする）

　（ターゲット層の確認を行い、ターゲットを絞って広報活動をする。ターゲット分析）

☞里親及びファミリーホームの養育スキル、里親支援員の専門性の向上。未委託里親の活用。

☞実親への里親委託同意促進、実親への同意説明の統一

**３．進捗の自己点検及び評価の方法**

評価指標の補足

資源の必要量項目と同様。に加え、以下各指標を補足

（評価のための指標例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 現状 |  | 現状 |
| 新規里親登録（認定）数 | 養育里親はぐくみホーム | 25家庭 | 委託児童数 | 養育里親はぐくみホーム | 115人 |
| 専門里親 | ０ | 専門里親 | 4人 |
| 養子縁組里親 | 13家庭 | 養子縁組里親 | 8人 |
| 全体 | 38家庭 | 全体 | 127人 |
| 委託里親数 | 養育里親はぐくみホーム | 99家庭 | 里親登録に対する委託里親の割合 | 49% |
| 専門里親 | 3家庭 | 年に１回でも委託のあった里親数 | 154 |
| 養子縁組里親 | 8家庭 |
| 全体 | 110家庭 |
| ファミリーホーム委託児童数 | 49人 |
| 新規ファミリーホーム数 | ０ |